

令和7年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和7年12月1日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	坂口 徹
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田 善行 係長 吉川 也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
総務課長	松岡 洋右	安全安心課長	曾谷 博一
政策財政課長	中尾 歩美	税務課長	真弓 啓
住民生活部長	中原 潤	住民生活部次長	北 典子
福祉課長	大塚 美季	子育て支援課長	佐谷 容子
国保医療課長	猪川 恭弘	環境対策課長	東浦 寿也
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	田口 三十士
会計管理者	安藤 晴康	教育次長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真		

1, 議事日程

日程 1. 議席の指定

- 日 程 2. 会議録署名議員の指名
- 日 程 3. 会期の決定について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 施政方針について
- 日 程 7. 議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
について
- 日 程 8. 議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について
- 日 程 9. 議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に
関する条例について
- 日 程10. 議案第49号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程11. 議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程12. 議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日 程14. 議案第53号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並
びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日 程15. 議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）につい
て
- 日 程16. 議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）について
- 日 程17. 議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第
3号）について
- 日 程18. 議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について
- 日 程19. 議案第58号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）
について
- 日 程20. 同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同
意を求めることについて
- 日 程21. 陳情第 2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」について

- 日 程 2 2 . 報 告 第 1 2 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (令 和
7 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号) に つ い て)
- 日 程 2 3 . 報 告 第 1 3 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (損 害
賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て)
- 日 程 2 4 . 報 告 第 1 4 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (令 和
7 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号) に つ い て)
- 日 程 2 5 . 報 告 第 1 5 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (損 害
賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て)
- 日 程 2 6 . 報 告 第 1 6 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (令 和
7 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号) に つ い て)
-

- 1 , 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件
議 事 日 程 に 同 じ
-

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和7年第5回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和7年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、11月の町長選挙におきまして、皆様の温かいご支援により、再選を果たすことができました。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

そして、この度、斑鳩町議会議員補欠選挙におきまして、ご当選された坂口議員におかれましては、誠におめでとうございます。斑鳩町の発展のために、ご活躍されますことを心よりお祈り申し上げます。

引き続き、町政を担うにあたり、その施政方針につきましては、後刻申し上げますが、「和のこころ」で未来へ続く斑鳩を創るために、選ばれ続けるまち“斑鳩”の実現に向け、引き続き尽力してまいりますので、議員皆様のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてなど、19議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

提出議案の説明につきましては、後刻とさせていただきますこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 議席の指定を行います。本件については、去る11月9日執行の斑鳩

町議会議員補欠選挙において当選されました坂口徹議員の議席の指定をするものであります。

坂口徹議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、6番に指定します。

続きまして、日程2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、7番 嶋田議員、8番 井上議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願ひします。

続きまして、日程3. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から12月18日までの18日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間と決定しました。

次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。

閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長(濱眞理子君) それでは、閉会中の11月20日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります。

環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、2点の報告がありました。

1点目、戸別収集モデル事業アンケート結果についての報告です。

令和7年4月1日から実施している、戸別収集モデル事業について、実施自治会区域内の各世帯に配布され、配布数1,778件に対し回答946件、回答率は53.2%でした。

回答者の家族構成、年齢、可燃ごみや生ごみの出し方の変化、意見等について説明があり、また、戸別収集の全町実施については、5割以上の方が全町に拡大すべきとの意見であり、肯定も否定もしない回答と合せると9割以上が全町実施に理解をいただいていると考えられるとのことで、今回のアンケート調査による回答から、最終的な戸別収集体制を整備し、円滑な全町実施に向けて取り組んでいきたいとのことでした。

2点目は指定ごみ袋販売単位の見直しについてです。

現在、町指定ごみ袋は、10枚を1袋として販売していますが、空き家や親族宅の片付け、引っ越しなど様々な理由で、1枚単位での販売需要があることから、12月1日より役場環境対策課窓口で、家庭系指定ごみ袋の1枚単位での販売を実施するとのことでした。

委員等からは戸別収集モデル事業にかかる費用や、アンケートの回答内容等についての質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2. 各課報告事項について令和8年度保育所保育料（案）についての報告です。

現在、本町の保育料徴収金額は、国の徴収基準額の80%で設定されており、同時在園の3才未満第2子の保育料を無償としています。

令和8年度も、引き続き、全ての階層において、国の徴収基準額の80%で設定する方針ですが、第8階層のみ、国の徴収基準額が増額となるため、町の徴収金額も増額となる予定であると報告がありました。

この報告は、令和7年第5回定例会提出予定案件に関する報告事項のため、質疑の時間は設けませんでした。

口頭報告として、塵芥収集車の接触事故の報告がありました。委員等より、塵芥収集車の所属について質疑があり、理事者より答弁されています。

その他では、委員等より、訪問介護ヘルパー車両の路上での駐車制度について、質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5. 総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

4番、小城委員長。

○総務常任委員長（小城世督君） それでは、閉会中の11月21日に開催した総務常任委員会の審査の概要についてご報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件である学校教育環境についてを議題とし、理事者に報告を求

めたところ、中学校部活動の地域展開に向けた取り組み状況について説明を受けました。

これは、令和8年度から休日における教員の指導による中学校部活動を廃止するという奈良県の方針を受け、本町においても地域クラブを設置し、直営型クラブと自主運営型クラブの2方式により、休日における部活動の運営を行っていくものです。

11月13日時点で、直営クラブの指導者の登録は39名、自主運営型クラブの登録は1団体であるとの報告がありました。

また、直営型クラブの会費は月額1,500円の予定で、自主運営クラブの会費は各クラブにおいて設定されますが、要保護・準要保護世帯については全額免除や月額相当の補助を行う方針が示されました。

さらに、11月25日から27日にかけて、保護者を対象とした説明会を実施する予定であると報告されました。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

委員より、部活動の現状や地域クラブに移行する内容、希望種目に指導者が不足する場合の対応、新たに部活動を設置する場合の対応、休日の試合参加における教員引率の取り扱い、低所得世帯へのさらなる支援の検討などの質疑があり、理事者から答弁されています。

次に、各課報告事項として、斑鳩町電子申請推進計画について報告がありました。

住民にも職員にもやさしい窓口の実現に向けたフロントヤード改革のひとつとして、電子申請を進めるものです。役場の申請・届出974件を調査した結果、366手続・約11万件が電子申請化の対象となり、令和10年度までに原則全手続きを電子申請化する方針であるとの説明がありました。

また、電子化に伴う業務フローの見直し、いわゆるBPRの徹底、12月議会に斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の上程が予定されており、条例の範囲には町の執行機関や町議会等が含まれているとのことでした。

委員より、高齢者など電子申請が困難な方のために紙での申請受付の継続や、書かない窓口の導入など、住民に寄り添う対応について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に口頭報告として、1. 職員採用試験について、2. 法隆寺における総合防災訓練の実施について報告がありました。委員からの質疑はありませんでした。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、前回の委員会で報告があった学校施設適正規模等

基本構想（案）についての質疑や意見があり、理事者より答弁されています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程６．施政方針についてを議題といたします。

町長の施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 本定例会は、町長選挙後初の町議会ということで、私の町政運営に対する所信を申しあげまして、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

この度の町長選挙におきまして、無投票という結果を受け、３期目の町政を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さを痛感し、町の発展に全力で取り組む決意を新たにしているところであります。

この場をお借りして、町民の皆様から温かいご支援を頂戴しましたことに、心より感謝申し上げます。

これまでを振り返りますと、平成２９年に町長に就任して以来、「町民の安全と安心を守る」との思いのもと、子育てしやすい環境を整え、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざし、「元気な“斑鳩っ子”」を増やすための取組みや国・県と連携した治水対策を重点的に進めるなど、町政運営にあたってまいりました。さらに、新型コロナ対応や物価高騰といった喫緊の課題には、効果を確保しつつ、常にスピード感のある対応に努めてまいりました。

これらの取組みは、私一人でできることではありません。町政を支えている職員一人ひとりが「自分ごと」として、取り組んだ結果だと思っています。

３期目におきましても、これまでの２期で築いた基盤をもとに、議員の皆様とさらなる信頼関係を築き、初心を忘れず、職員とともに、知恵を出し合いながら、全力で町政運営に取り組む所存であります。

私は、今回の選挙において、「和のこころ」で未来へ続く斑鳩を創るために、「住み続けたい・住んでみたい・訪れたい」と思っていただけるまちを実現し、本町が「選ばれ続けるまち」となるよう、３つのビジョンを掲げさせていただきました。

それでは、これからの町政運営における主な施策について、私が掲げたビジョンに沿

って概要を申しあげます。

はじめに、第1の柱「安全・安心・快適にらせるまちについて」であります。

まず、最優先すべきことは「命と暮らしを守る」ことです。異常気象の影響がこれまでに以上に強まる今、治水・減災、そして地域の安全網の強化は、一刻の猶予もありません。安全・安心は持続的な成長の基盤であり、これらを着実に推進します。また、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえ、財政の健全化と行政サービスの効率化を進めながら、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを実現します。

はじめに、流域治水と内水対策の強化として、国との緊密な連携のもと、大和川遊水地の整備を促進し、浸水リスクの低減を図ります。あわせて、奈良県と引き続き連携し、三代川や富雄川の改修を促進し、流域全体での安全性向上を実現します。

さらに、短時間強雨に備え、町内要所の雨水貯留施設の整備、内水浸水想定区域図の作成をすすめ、住民周知と避難行動計画の実効性の向上を図ります。

次に、防災力の底上げとして、避難所施設の機能拡充と環境整備を進めるとともに、自主防災組織の活動支援を拡充し、地域の共助力を高めます。

また、皆様にご心配をおかけしております下司田池は、防災機能を備えた公園として整備を進め、平常時の憩いと災害時の安全確保を両立させます。

次に、安全・安心の見える化として、不審者の逃走経路となり得る主要箇所へ町設置の街頭防犯カメラを計画的に増設します。あわせて、家庭用防犯カメラ設置費用の助成制度を創設し、地域全体で犯罪抑止力を高めます。

次に、交通利便性と生活拠点の再編として、幹線道路ネットワークの強化に向け、いかるがパークウェイの県道への早期接続を促進するとともに、関係機関と連携して国道や県道の改良を要望し、安全性と交通利便性を高めます。

また、JR法隆寺駅周辺は、西和医療センターの移転・再整備との相乗効果をいかし、都市機能の集積、回遊性、公共交通の利便性を高め、まちの玄関口にふさわしい整備を進めます。

次に、行政のデジタル化として、令和10年度までに、すべての手続きを原則電子申請化するとともに、「書かない窓口」を実現し、住民や事業者の負担軽減と行政の効率化により、暮らしの質を高めます。

続きまして、第2の柱「子どもから高齢者まで笑顔が輝くまちについて」であります。

少子化と高齢化が進む今こそ、「人への投資」を加速します。妊娠・出産から子育て、教育、そして高齢期の生きがいまで、切れ目のない支援を広げます。

まず、伴走型で支える妊娠・出産・子育てとして、妊娠期から出産、乳幼児期、就学期まで、保健・福祉・教育の専門職が伴走する支援を拡充し、産前産後ケア、相談支援、健診の充実により、子育て期の不安の軽減を図ります。

また、保育ニーズに応じた受け皿の確保を進めるとともに、第2子からの保育料の無償化、町立保育所の「手ぶら登園」導入により、子育て世帯の経済的、時間的負担を軽減します。

次に、学びの質を高める教育環境の整備として、小中学校の給食無償化を段階的に進め、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

また、学校施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改修を進めます。

さらに、1人1台端末の更新とネットワーク環境の整備により、個別最適な学びの実現を後押しします。

次に、放課後の安心と保護者の就労を支える仕組みとして、学童保育のニーズに応じた受け皿の確保と適正な定員管理を行うとともに、町立学童保育室において、長期休業期間中の昼食提供を実施し、子どもの健康と働く保護者を支えます。

次に、健康寿命の延伸と地域の支え合いとして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健康寿命の延伸を図ります。

また、高齢者の補聴器購入助成制度の対象者拡大と助成額の引上げにより、高齢者の「聞こえ」を支え、社会参加を後押しします。

さらに、関係機関との連携により重層的支援体制を整備し、8050問題やヤングケアラーなど、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に取り組みます。

また、障害のある方が住み慣れた地域で安心してくらするよう、広域連携による地域生活支援拠点を整備し、緊急時の受入れの体制を確立します。

次に、福祉と環境を結ぶ暮らしの基盤づくりとして、高齢者等のごみ出し支援と生ごみ資源化の促進を見据えた可燃ごみの戸別収集を全町展開し、高齢者等の生活支援と資源循環を同時に進めます。

次に、不登校対策の充実として、「子どもと親のフリースペース“くるむ”」の開室日を拡充します。

続きまして、第3の柱「歴史文化資源を生かした、活力とにぎわいのあるまちについて」であります。

世界遺産・法隆寺を核として、本町固有の歴史・文化・自然の価値を守り育て、その魅力を暮らしと地域経済の活力に結びつけます。歴史文化資源の保全と活用を両輪とし、

回遊・滞在・消費を促す仕組みを地域と共に創ります。

まず、文化遺産の保全・活用と歴史公園の機能強化として、町内に残る最も古い古民家である安田家住宅と春日古墳の保全・活用計画を策定し、貴重な歴史文化資源を将来世代へ確実に継承します。

また、史跡中宮寺跡歴史公園北側の駐車場整備に合わせ、遊具を設置し、住民にも、来訪者にも親しまれる公園として魅力の向上に取り組みます。

さらに、法隆寺門前広場を再整備し、世界遺産にふさわしい法隆寺周辺の景観向上と回遊性を高めます。

次に、持続可能な観光地域経営として、観光地域づくり法人を中心に商工会等各団体と連携し、持続可能な観光地域づくりを推進します。

また、関係自治体とも連携し、旅行商品の企画・販売、戦略的プロモーションを展開し、誘客の拡大に取り組むとともに、斑鳩ブランド商品のPRや、魅力ある飲食・物販の起業支援などを進めます。

さらに、開業予定のマルシェ・宿泊施設を起点とした「散策・回遊・着地型のまちあるき観光」を推進し、観光客の滞在時間と地域消費・雇用創出の拡大を図ります。

最後に、農業の活性化として、農地の活用と担い手確保、遊休農地の解消に取り組み、食の地産地消、観光との連携を進めます。

さらに、農と観光の相乗効果により、地域の魅力と暮らしの豊かさを高めます。

以上、町政運営の取組方針と町政に臨む基本的な考え方について申し述べさせていただきました。

私は「和のこころ」のもとに、初心を忘れずに、町民の皆様に寄り添い、さらに対話を重ねながら、ただいま申しあげた取組みを全力で推し進めてまいります。

加えて、「今、何が必要か」、「何を変えるべきか」をきちんと見極め、将来を見据えた持続可能なまちづくりを展開してまいります。

どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 次に、お手元に配布しております議事日程表の日程7、議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてから、日程26、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）まで、以上20議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました19議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第４６号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてであります。

ICTを活用した行政手続をオンライン化し、町民や事業者の負担を減らすとともに、行政の仕事をシンプルかつ効率的にすることで、暮らしの質を高めることを推進するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第４７号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてであります。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本町が設置する斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第４８号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてであります。

児童福祉法第３４条の１６の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準じ、本町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第４９号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法に規定されている目的税である入湯税を導入するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５０号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５１号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５２号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の80パーセントの額とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,141万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ116億2,616万7千円とするものであります。

その主な内容は、本年の人事異動等による人件費の補正のほか、使用量の増加や料金の高騰に伴う光熱水費、事業費が当初見積りを上回ることに伴う扶助費等、令和8年度から予定する生駒市での可燃ごみの処理開始に伴う体制整備、デジタル防災行政無線システムの整備、基幹系システム標準化に伴うパソコンの追加設定、斑鳩西小学校ランチルームのエアコン更新などに関する補正であります。

次に、議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,379万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ29億4,390万7千円とするものであります。

その主な内容は、本年の人事異動による人件費の補正のほか、医療に要する費用が当初見積りを上回ることに伴う保険給付費などに関する補正であります。

次に、議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,711万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億1,171万4千円とするものであります。

その主な内容は、本年の人事異動による人件費の補正のほか、介護サービスに要する費用が当初見積りを上回ることに伴う介護給付費に関する補正であります。

次に、議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ85万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,106万1千円とするものであります。

その内容は、保険基盤安定負担金の確定に伴う奈良県後期高齢者医療広域連合納付金に関する補正であります。

次に、議案第58号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出では、既決予定額の総額からそれぞれ1,052万2千円を減額し、補正後の予定額を、下水道事業収益で7億3,837万2千円、下水道事業費用で7億1,367万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、既決予定額の総額からそれぞれ1,008万9千円を減額し、補正後の予定額を、資本的収入で7億9,431万1千円、資本的支出で8億7,333万9千円とするものであります。

その内容は、本年の人事異動等に伴う人件費に関する補正であります。

次に、同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の吉岡祥充氏の任期が令和7年12月21日をもって満了となることから、引き続き、吉岡祥充氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

消防団員1名の退団に伴う退職報償金に関する予算の補正について、地方自治法第180条の規定により、令和7年10月20日付けで専決処分したものであり、議会に報告するものであります。

次に、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る令和7年9月6日、斑鳩町龍田3丁目4番先道路において、消防ポンプ車を運転中に、民家の樋に接触し、損傷させたことによる損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定により、令和7年10月23日付けで専決処分させていただいたものであり、議会に報告するものであります。

次に、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑

鳩町一般会計補正予算（第7号）について）であります。

先の報告第13号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償金に関する予算の補正であります。

次に、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る令和7年10月15日、斑鳩町最終処分場敷地内において、塵芥収集車を後退中に、場内に駐車中の相手方が所有する塵芥収集車に接触し、損傷させたことによる損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定により、令和7年11月25日付で専決処分させていただいたものであり、議会に報告するものであります。

次に、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。

先の報告第15号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償金に関する予算の補正であります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程7. 議案第46号から、日程19. 議案第58号までの町長提案の13議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7. 議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程8. 議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例につい

てを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程9. 議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) こちらにつきましては、9月の議会で一般質問もさせていただきましたが、いわゆるこども誰でも通園制度に関わる設置基準の条例です。

この間、試行的な取組みもされてきましたけれども、その中でやはり安全性について、例えばこの条例見ますと、職員の配置が、半数以上が保育士とするというような基準になっております。そうしたことから、この制度については通常の保育所とは違って、突然というか、慣れない子どもたちが頻繁に新しく来るといったようなことも考えられるために、きちっとやはり保育士を充実するべきではないか、というような指摘もありましたけれども、今回この基準、条例につきましては、国が示す基準があると思うんですけれども、町として独自に項目を設けたりとか、国が示す基準を充実した項目なんかは入っているんでしょうか。

○議長(中川靖広君) 北住民生活部次長。

○住民生活部次長(北典子君) こちらの方の条例に関しましては、第5条の乳児等通園支援事業者の一般原則のうち、7の暴力団排除の条項については町の独自基準となっており、その他につきましては、すべて国の基準と同等としております。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) その部分については充実をされているということで評価をしておきたいと思います。今回、この基準につきましては、本来もっと充実をしてほしいなという思いはあるんですけれども、ただまあ、最低限の基準として条例をつくらないと、事業者の募集もできないですし、そもそも今、保育士が足りてない状況の中で基準を引き上げてしまうと、開設自体ができないということになりますので、あえて反対はしませんけれども、今後ですね、実際に運用していく中で、やはり充実を図っていただきたいなというふうに思うんです。事業者の募集については今後になりますが、ちょっと1点確認させていただきたいんですけど、第4条の2項ですね、最低基準を超えて設備を有し、又は運営している乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由としてその設

備又は運営を低下させてはならないというふうになっているんですけども、これはどういうふうに解釈したらいいのかなど。オープンの時にですね、例えば保育士半分以上という基準をもっと引き上げて最初から全部保育士さんで運営をされているところが、途中で保育士が確保できなくなったということで、保育資格を持たない方、研修を受けた方で補充するというようなことはだめですよというふうなことを定めたものになるのか、この解釈を教えてください。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらの条例に関しまして、今、第4条の4項にあります、町が最低基準を常に向上させるように努めるということになってまいりますので、その事業の関しましてのそれぞれの実施についての向上ということに努めていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それ、4項の町の最低基準のことですね。これは、もう、やっぱり、町としては、はかっていただきたいという思いはあるんですけども、私聞かせてもらったのは、2項の方で、実際に開設をするとその時点の基準が最低になるということで、そこから低下とか後退するようなことは、この条例上では認められないというふうに定めているものなのかなというふうに読んだんですけど、そこについては、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらに関しまして、この2項のところで、設備運営を低下させてはならないということで、最低基準を下回ってはいけないということの内容というふうに理解していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっとこの文章から、最低基準を下回る想定はしていないというふうに思うんですけどもね。今ある基準を最低、条例の基準が、例えばさっき言った保育士が2分の1、半数以上が保育士とするという基準になっているということで、もともと、3分の2とか全員保育士で配置していたものを、最低基準が半数以上になっているということで、それを半数に引き下げるということはだめですよというふうに書いているのかなというふうに思うんですけども、そうではないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらの方ではこの最低基準を理由としてということで

すので、これを下回ってなければ、開設が可能であるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと私が考えているのとは違うんじゃないかなと思いますけども、ここで並行議論していてもしょうがないんで、それはまたできれば、付託された常任委員会等でも確認いただければというふうに思います。

以前から心配というか、まだ不明になっていた、国の公定価格というのは示されたんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらの利用料につきましては、まだ現在国において検討されておりまして、追ってお知らせするというふうな予定になっておりますため、町の規定については、この国の方の方針が決まり次第、制定の準備を進める予定としております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 公定価格についてはまだ未定ということですが、もう町が設置して開設するというのは決めておられるというふうに思うんですけど、具体的にまだ決まっていなかったらあれですけど、定員は何人で募集していくとか、その辺のところは決まっているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） この条例のほうは、議会の終了後にまず事業者の方に情報のほうの提供をしまして、その後事業者の方からこの認可に基づきましての申請があがってきて、こちらの方でまた検討していきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 事業者についてはそうなるんでしょうけども、町として運営をしていくというのはもう決まっているというふうに思うんですけど、だから具体的に子どもの募集ですね、定員何人でしていくとか、そういうところはまだ定まっていないんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 民間のこの施設の認可の状況を見ながら、また町立の保育所の方での実施ということに関しては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。町として設置して運営していく場合ですね、すでに実施されている奈良市さんなんか見ますと、定員が0歳児が1名、1歳児が2名、3歳児が2名で定員5名で募集をされているんですけども、3人保育士置いておられて、統括責任者というのも設置して、現場できっちりと責任もって管理していけるというような体制もとっておられるんです。斑鳩町として設置して運営していく場合ですね、やはりこうした現場の体制ですとか、保育士の充実を図っていただきたいというふうに思いますので、その点につきましては、要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この条文の中で、第5条の第2項、乳児等通園支援事業者は地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するように努めなければならないと書かれていますけれども、利用乳幼児の保護者に対してはわかるんです。ただし、この地域社会というのはどこなんですか、範囲はどこ、また町の関係部署という意味ですか、そこらへんちょっと教えてください。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 今、嶋田議員お述べの、この地域社会につきましては、こういった施設の場合は周辺地域とかに根ざした施設、運営をしてくださいねというのが基本的な理念になっておりますので、広く言えばその周辺地域を、大きく言えば斑鳩町全体に対して、その施設がどういったことで運営されているかということをご理解していただきたいということで、この規定が入っているということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今、この設置されている周辺あたりというのはわかります。それをどう言うのかな、斑鳩町に含める、それは結局、例えば興留地区に、法隆寺駅前地区にあって、龍田の方は周辺地域になるのかどうか、そこら辺の問題もあるんで、これはある程度具体的に記入するべきではないかなと私は思います。以上です。もう答弁よろしい。

○議長（中川靖広君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程10．議案第49号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを

議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程11. 議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第51号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第51号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第52号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第52号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程14. 議案第53号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第53号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第53号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程15. 議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第54号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程16. 議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第55号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第55号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程17. 議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第56号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第56号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程18. 議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第57号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第57号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第58号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第58号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第58号は、建設常任委員会に付託します。

次に、日程20. 同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてをご説明します。

本同意は、現委員の吉岡祥充氏の任期が、令和7年12月21日をもって満了となる

ことから、引き続き、吉岡祥充氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求め
るものです。

それでは、議案書を、朗読させていただきまして、ご説明といたします。

同意第15号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に、選任したいので、
地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西8丁目3番7号

氏 名 吉岡 祥充

生年月日 昭和30年5月10日

吉岡祥充氏の略歴については、次のページに、記載のとおりです。

朗読については、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明といたします。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第15号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については、満場一致で同意されました。

次に、日程21．陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についてを議題としま
す。

ただいま議題となっております陳情第2号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程22．報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令
和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)を、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第12号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第10号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月22日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員1名の退団に伴う退職報償金の支給に関する補正について、令和7年10月22日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。

第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金

33万4千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正です。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員退職報償金33万4千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,514,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月22日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第12号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第12号については終わります。

次に、日程23. 報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程24. 報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告です。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第13号及び報告第14号の2議案については、一括議題とし、委員会

付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 西巻総務部長。

- 総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を、一括してご説明します。

はじめに、報告第13号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を、ご説明します。

議案書を朗読します。

報告第13号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第11号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月23日

斑鳩町長 中西和夫

裏面をご覧ください。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町龍田3丁目4番先道路において、消防ポンプ車を運転中に、民家の屋根樋に接触し、損害を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 44,000円

2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町龍田3丁目4番41号

田中茂博

本損害賠償に係る事故は、令和7年9月6日、午前10時頃、自治会が主催する初期消火訓練に訓練指導のため現場に出向いていた、消防団第1分団消防ポンプ車が、訓練終了後、帰所する際に、田中氏宅の屋根とゆに接触し、損傷させたものです。

当日、消防ポンプ車を運転していた団員は、斑鳩町消防団第1分団班長の近藤博男で、駐車場から狭あいな町道へ進入する際、周囲の安全管理を怠ったことが事故の要因と思われます。

この事故による損害賠償として、民家の所有者である、田中氏に対して、修理代44,000円を支払うことで、物損に関する示談が成立したことから、令和7年10月23日付けで、専決処分させていただきましたものです。

続きまして、報告第14号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を、ご説明します。

議案書を朗読します。

報告第14号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第12号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月23日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、先の報告第13号の損害賠償の額の決定に関する予算補正について、

令和7年10月23日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。

第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、自動車損害共済金4万4千円を増額させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、賠償金4万4千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,514,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月23日専決

斑鳩町長 中西和夫

消防団員に対しては、消防車両の安全な走行についてのより一層の注意喚起を行い、特に、狭あいな道路を走行する際には、同乗者と連携を図り、周囲の安全管理に努めるよう求めたところです。今後とも事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、報告といたします。

よろしくお願ひ申しあげます。

○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、質疑を終結します。

報告第13号及び報告第14号については終わります。

次に、日程25. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損

害賠償の額の決定について)、日程26. 報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告です。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第15号及び報告第16号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 中原住民生活部長。

○住民生活部長(中原潤君) それでは、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)を、一括して説明いたします。

はじめに、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)をご説明いたします。

議案書を朗読いたします。

報告第15号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年11月25日

斑鳩町長 中西和夫

裏面をご覧ください。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町最終処分場敷地内において、塵芥収集車を後退中に、場内に駐車中の相手方が所有する塵芥収集車に接触し損傷した事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 68,035円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町幸前2丁目7番32号
有限会社清水環境開発
代表取締役 清水 秋子

本損害賠償に係る事故は、令和7年10月15日、午後2時30分頃、斑鳩町最終処分場内において、塵芥収集車を後退中に、後方に駐車中の収集委託業者の塵芥収集車に接触し、車両右前方部を損傷させたものです。

当日、塵芥収集車を運転しておりましたのは、環境対策課の平嶋滋巳であり、車両後退中に右側で枝葉草類の搬入事業者が車両を駐車しており、その右側車両に気をとられ、左後方の収集委託業者の車両への安全確認が不十分であったことが事故の要因と思われます。

この事故による損害賠償として、有限会社清水環境開発 代表取締役 清水秋子氏に対して、修理代6万8,035円を支払うことで、物損に関する示談が成立したことから、令和7年11月25日付で、専決処分させていただいたものです。

続きまして、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）をご説明いたします。

議案書を朗読いたします。

報告第16号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月1日 提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第14号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年11月25日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、先の報告第15号の損害賠償の額の決定に関する予算補正について、令和7年11月25日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、説明いたします。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、自動車損害共済金 6万9千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正です。第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、賠償金6万9千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,514,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月25日専決

斑鳩町長 中西和夫

職員に対しては、収集車両の安全な走行についてのより一層の注意喚起を行い、特に、車両を後退させる際には、周囲の安全管理に努めるよう求めたところです。今後とも事

故の防止に努めてまいります。

以上をもちまして、報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第15号及び第16号の報告についての説明といたします。

何とぞよろしくご了解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今の報告、さきほどの消防車の関係もそうなんですけども、相手方に賠償するというのはわかります。当てた車の修理はどのようになっているんですか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） いずれにおきましても、町の方で修理をいたします。その修理代につきましても車両の方は保険金で対応できるようになっております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。町の車で接触事故を起こすというのはたびたびこの議場の中でも聞きます。その都度、安全運転に努めるとか、色々お聞きしてはますけれども、基本的に必ず事故を起こさないということを徹底していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） すみません、さっき専決した分もそうなんですけど、雑入のところで自動車損害共済金というふうに計上されているんですけど、今まで事故起こした場合は、総合なんとか保険という形でされていたと思うんですけど、これはまた別なんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 総合賠償保険といいますのは、公用車以外のことで損害賠償せなあかん時に使っていた言葉で、これまでも自動車の関係はこのような形で表記させていただいてたと思うんですけども、以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました、そしたら私の勘違いですね、そしたら。

勘違いついでにもうひとつお聞きしたいんですけども、清水環境開発さんの車両の破損したということですけども、もともと町の方がごみ収集を委託する際に、町の車両を使って委託をしていたかなというふうに私記憶していたんですけども、それは勘違いなんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今回損傷させてしまいました清水環境開発の車両につきましては、町から渡したのではなく、清水環境開発さんの車両という形でございます、もともとの。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら町の貸与している車両も今でもあるということですね。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） はい、ございます。

○議長（中川靖広君） これをもって、質疑を終結します。

報告第15号及び報告第16号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明12月2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時51分 散会）